



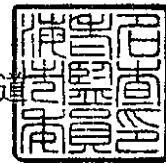
海老名市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、教育部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年3月3日

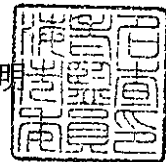
海老名市監査委員

三田 弘道



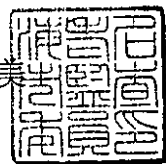
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【教育部】

(1) 教育総務課

教育委員会の会議に関すること。儀式、表彰及び渉外に関すること。教育行政の企画調整及び相談に関すること。規則等の公布に関すること。事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。公印の管理に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。総合教育会議に関すること。教育施設の設置に関すること。教育財産の管理に関すること。学校施設の開放事業に関すること。文化財の保存及び活用に関すること。史跡地の整備及び管理に関すること。郷土資料館に関すること。郷土芸能及び郷土資料に関すること。市史編さんに関すること。市史資料の調査及び収集に関すること。歴史資料収蔵館に関すること。

(2) 就学支援課

国県費負担教職員の任免その他人事に関すること。県費負担教職員の栄典に関すること。児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。学校の組織編成に関すること。児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。就学援助に関すること。教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。小中学校との連絡に関すること。児童生徒の健康管理に関すること。学校給食の運営、管理に関すること。食の創造館に関すること。学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。

(3) 教育支援課

教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。教育資料の整備及び活用に関すること。教職員の研修に関すること。人権教育及び同和教育に関すること。体育・保健・安全・食育の指導に関すること。教育の調査、研究に関すること。奨学金に関すること。その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。児童生徒指導に関すること。特別支援教育に関すること。教育支援センターに関すること。

(4) 学び支援課

社会教育に関すること。社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。放課後児童健全育成に関すること。図書館に関すること。青少年施策に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成27年12月1日から平成28年12月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

平成29年2月23日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、次の点を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

(就学支援課)

海老名市食の創造館に関する事務については、海老名市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程第2条第3号の規定により教育委員会職員をして補助執行させると規定されているところ、当該規定を誤認していたため自動販売機及び第2種電柱の設置に係る行政財産目的外使用許可にあたり、市長名で許可すべきものを教育委員会名で許可していた。

なお、海老名市立中央図書館内の書店及び喫茶設置に係る行政財産目的外使用許可に際しての使用料の算定方法について、次のとおり意見を述べる。

行政財産の目的外使用を許可した場合における使用料の算出については、海老名市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（以下「条例」という。）で定められているものであるが、本件目的外使用料の算出に際しては、平成26年3月27日付けで締結された海老名市立図書館の管理運営に関する基本協定書（以下「本件協定」という。）第20条第3項の規定により1㎡当たりの使用料を定め、特別な事情がない限り、指定期間中はこれを変更しないこととして使用料が徴収されているところである。

ところで、行政財産の目的外使用許可については海老名市財産規則では目的外使

用の期間について、更新を妨げないものの、その期間は1年を超えることはできないと定められていることから、目的外使用許可期間が満了する場合には、新たに目的外使用許可の申請をする必要があり、目的外使用許可に係る使用料については、当該申請がなされるつど、条例の規定に従い算出すべきものであると考えられる。

そうすると、本件協定の規定による使用料の算出は条例の規定による使用料の算出と異なるものであることから、本件協定の性質、目的外使用料算出方法等に関して関係法令の検討を行い、徴収すべき使用料について精査されたい。